保険事例研究会レポート

第 273 号 2013. 11

河 公益財団法人 生命保険文化センター

目 次

変額年金保険の販売・勧誘における適合性原則・説明義務……1 配当金につき将来予測額などの説明義務……………11

変額年金保険の販売・勧誘における適合性原則・説明義務

東京地裁平成 23 年 8 月 10 日判決(平成 22 年 (ワ) 第 836 号、不当利得返還等請求事件) 金融法務事情 1950 号 115 頁

[事実の概要]

原告X (昭和23年生まれ)は、平成20年3月 末に60歳の定年を迎え、退職金として約3200万 円が支払われることになっていた。そこで、同年 2月29日に、住宅ローンで利用していた被告Y2 銀行甲支店に、住宅ローン (残債務約 286 万円) の一括返済をする手続と資産運用の相談のために 立ち寄り、CがXを担当することになった。その 後、同年4月21日に、Xは、退職金がY2銀行の Xの口座に入金される期目であったので、Y2銀 行甲支店を訪れた。同日、X は退職金約3200万円 のうち 300 万円を乙銀行に送金し、700 万円を定 期預金に振り替え、現金で 50 万円を出金し、約 286 万円をローンの繰上げ返済に充てた。 Xは、 退職金のうち 2500 万円を1年定期とすることを 考えていたが、その後、CはXの退職金が長期間 おける資金であることを確認し、Xの投資経験、 金融資産、投資可能金額、年収、リスクに対する 考え方等を聴取して、円定期預金、仕組預金、投 資商品の説明を行った。Xが個人年金保険に興味 を示したので、Xに被告Y1生命の保証金額付特 別勘定年金特約(終身型)付変額個人年金保険(以 下「本件保険」という。)を紹介し、Xの退職金の 残金を3年間を積立期間とすることを前提に、3 年間預ければ1年で2%、3年間で6%の利子がつき、例えば1800万円であれば108万円の利子が付き、合計1908万円が原資となる。それをもとに毎年最低65万円の年金が受け取れる商品であるなどと言いながら、本件保険のパンフレットをXに示し、本件保険契約の勧誘をした。それによりXは1800万円を一時払保険料とする本件保険契約を締結した。

本件保険は、一時払保険料から契約初期費用を 控除した残りを特別勘定資産として運用しつつ、 加入者が生涯にわたり終身年金を受け取る変額個 人年金保険であり、被保険者が死亡した場合の死 亡保障がある。本件保険には、ロールアップ保証 機能(受取総額保証金額が積立期間中一時払保険 料に対し年2%(単利)の割合で増加する。)、ラ チェット保証機能(毎年の契約応当日の前日の積 立金額とそれまでの運用実績に応じて確定してい るラチェット保証金額(契約日においては一時払 保険料と同額、以後は毎年の契約応当日ごとに契 約応当日前日における積立金額とそれまでに確定 しているラチェット保証金額)とを比較し、いず れか大きい金額)を有しており、中途解約をしな い限り、ロールアップ保証機能によって、特別勘 定資産の運用実績にかかわらず、受取総額保証金 額が積立期間中、一時払保険料に対し年2%の割合で増加した金額が受取総額保証金額となる。このため、受取総額保証金額は払込金額より必ず増加し、支払済保険料を下回ることはない。また、積立期間満了時において、一時払保険料から保険会社所定の諸費用を差し引いた残額を所定の特別勘定資産により運用した運用実績額とロールアップ保証機能での保証金額とラチェット保証機能での保証金額とラチェット保証機能での保証金額とラチェット保証機能での保証金額として決定されるため、中途解約しない限り、受取総額保証金額は支払済保険料を下回ることはない。終身年金は、積立金とは無関係に死ぬまで受け取ることができるから、一定の年齢を超えて長生きすればするほど得になる。

また、本件保険のパンフレットには、「ご注意いただきたい事項」として、変額個人年金保険の投資リスクについて(運用実績によっては受け取る年金の合計額や解約した場合の払戻金が一時払保険料を下回る場合があること等)、諸費用について(積立期間中及び年金支払期間中の各費用として、契約初期費用が一時払保険料に対して 5.0%であること等)、受取総額保証機能について(既払年金累計金額が一時払保険料または受取総額保証金額を上回るまでには長い期間を要すること等)等の記載があった。

Xは、本件保険契約締結後、5月、7月、10月に送付された Y_1 生命からの「ご契約状況のお知らせ」で積立金額(払戻金額)が5月は 1726万 1523円、7月は 1652万 4747円、10月は 1446万 7145 円と 1800 万円から減額になっていることに不安を抱いていた。そして、本件保険契約締結から約 1年が経過した平成 21年 3月 23日、 Y_2 銀行に訪問し、Cから、本件保険契約は中途解約により元本割れのリスクがあることの説明を受けた。 Xは預金と同じなのでいつでも解約可能だと思って契約したのに話が違うから 1800 万円を返金してほしいと申し入れたが Y_2 銀行はこれに応じず、同年 4月 3日、Xは、本件保険契約を解約した。

そこで、Xは、本件保険について、Y1生命の媒介代理店であるY2銀行甲支店CがXに対する本件保険の勧誘にあたり、Xに対し不実の説明を行い、不利益事実を告げなかったためにXが誤信して本件保険契約を締結した等と主張して、Y1生命に対し、錯誤無効(民法95条)、消費者契約法4条1項、2項に基づく本件保険契約の取消しにより、一時払保険料と解約返戻金の差額を不当利得としてその返還を求め、Y1らに対し、適合

性原則違反、説明義務違反による不法行為あるい は債務不履行に基づいて、Xに生じた損害の賠償 を請求した。

[判旨]請求棄却

「Xは、①解約時の解約返戻金につき、払込金額に利子を付加した金額である1908万円から支払済みの年金額を差し引いた残額が戻るとの不実の説明をし、②解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスクがあるという不利益事実を告知しなかった、③本件保険契約には契約初期費用がかからないと説明したなどと主張するが、かかる不実の説明がされたとか、不利益事実を告知しなかった事実を認めるに足りる証拠はない。」

「Cは、証券会社、Y2銀行を通じて金融商品販売の経験が約15年程度を有する銀行員であり、変額保険を販売する資格も有していたのであるから、本件保険契約の締結に当たっては、保険商品を販売する一般的な手順に従って、Xの勧誘をしたと認めるのが相当である。」

「Cは、証拠のパンフレットを読み上げてXに説明しており、一時払保険料が1800万円であった場合における本件保険契約の初期費用、管理費用等の具体的な金額に基づく説明まではしていないものの、率についての説明はしたと述べている。また、本件保険の特長として中途解約が最も大きいリスクであるので特に重点的に説明したとの証人Cの供述にも本件保険の内容に即した合理性を認めることができる。CのXに対する説明に説明義務違反があったと認めることができない。

本件保険は、一時払保険料の元本保証をした商 品ではないが、一時払保険料に基づく積立金を原 資として終身年金を受け取れば、受取金額が一時 払保険料を下回ることなく、死亡保障にも最低保 障があり、一時払保険料の運用実績が良ければ年 金原資が一時払保険料を上回る可能性があるなど 終身年金を考えている者にとっては、中途解約に よる損失や長期の年金支払期間になることによる 保険会社の破綻等のリスクはあるものの、初期費 用、保険契約管理費の負担があるとはいえ、運用 成績が良くなれば利益を得ることができる可能性 もある商品である。Xの経歴、財産の状況は上記 認定のとおりであり、本件保険契約締結時に、退 職金が支給されたことで、Xは、退職金をどのよ うに運用するかを検討する状況にあり、住宅ロー ンを退職金で完済した後、残金の約2900万円を現 金、定期預金等に1050万円振り分けていることか らしても、終身年金を選択肢の一つとして考えることには十分な合理性があったことなどを考慮すれば、Y2銀行が本件保険をXに紹介したことが不適当な勧誘であるとまでは認めることができず、本件保険契約の締結が適合性原則に違反するということができない。」

「研究」結論に賛成

1. はじめに

本件は、Y1生命の本件保険について、Y1生命の媒介代理店であるY2銀行甲支店の従業員CがXに対する本件保険契約の勧誘にあたり、不実説明や不利益事実の不告知を行ったため、Xが誤信し、本件保険契約を締結した等と主張して、Y1生命に対し錯誤無効、消費者契約法4条1項、2項に基づく本件保険契約の取消しにより、一時払保険料と解約返戻金との差額を不当利得としてその返還を求め、Y1生命らに対し、適合性原則、説明義務違反による不法行為あるいは債務不履行に基づいて、損害賠償を請求した事例である。本判決では、錯誤無効と消費者契約法4条1項2項に基づく契約の取消しに関しては直接的に判断を下してはいないものの、Xの請求の全てを認めなかった。

本判決は非常に大きく捉えると変額保険に関する訴訟の一つである。変額保険は、保険料計算基礎のうち予定利率については保険者が保証せず、資産運用実績に応じて保険金額や解約返戻金額を変動させることとした生命保険である(山下友信『保険法』30頁(有斐閣、2005年))。本件保険のような変額年金保険とは年金額が運用実績により変動する年金保険で、他の仕組みは変額保険と同様である。変額保険はインフレに弱い生命保険の欠点を克服するものとして諸外国で導入が開始され、我が国でも昭和61年から発売が開始されている(関沢正彦=市原恭夫「変額保険訴訟の背景と論点」金法1465号7頁(1996年))。

変額保険に関しては、周知の通り、これまでに相当数の訴訟が保険会社や銀行を相手に提起されており(変額保険訴訟の包括的な文献として、瀬川信久「一連の変額保険判決について」判タ 933号75頁(1997年)、山﨑健一=道尻豊=宮田隆男「最近の裁判例にみる変額保険訴訟の到達点(1)~(3・完)」NBL779号30頁、781号60頁、784号59頁(いずれも2004年)参照)、錯誤を理由に契約を無効としたり、説明義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償請求を認めたりした裁判例

も多数存在する(比較的近時のものとして東京高 判平成 12 年 4 月 27 日 判 夕 1034 号 288 頁、東京高 判平成 12 年 9 月 11 日判夕 1049 号 265 頁、大阪地 判平成 12 年 12 月 22 日金法 1604 号 37 頁、東京地 判平成 13 年 7 月 27 日 判 夕 1106 号 131 頁、東京高 判平成 14 年 4 月 23 日判時 1784 号 76 頁、東京高 判平成 15年 12月 10日判時 1863号 41頁、東京高 判平成 16 年 2 月 25 日金判 1197 号 45 頁、横浜地 判平成 16 年 6 月 25 日金判 1197 号 14 頁、東京高 判平成 17 年 3 月 31 日金判 1218 号 35 頁、東京地 裁平成17年10月31日金判1229号12頁等)。た だし、これらはいわゆる融資一体型変額保険に関 するものである。融資一体型変額保険とは、銀行 等からの借入金によって一時払保険料を支払い加 入する終身型の変額保険であり、保険契約者と生 命保険会社との間の変額保険契約と、保険契約者 と銀行等の間の融資契約の2つの契約から成り立 っているものである(山崎=道尻=宮田・前掲(1) 31 頁)。保険料を銀行等からの借入れで賄うこと により「相続税減税効果」が得られ、保険料の運 用により増額された保険金や解約返戻金を原資と して借入元利金の返済や相続税の納付を行う「納 税資金準備効果」も期待できる商品であった(川 地宏行「判批」金判 1336 号 37 頁、相続税対策の 効果については関沢=市原・前掲 10-12 頁参照)。 しかしながら、バブル崩壊によって運用利率が借 入利率を大幅に下回るようになると、保険金や解 約返戻金で借入元利金を完済することができなく なり、保険契約者や相続人に多額の貸金債務が残 ることとなり、このような訴訟が多数提起された。

これに対して、本件保険契約はXが自己資金(退 職金)の一部を一時払保険料として支払い加入し た変額年金保険であり、変額生命保険ではないと いう商品の違いだけではなく、融資一体型変額保 険契約とは購入目的(融資一体型変額保険は相続 税対策のため、本件保険は資産運用のため)も保 険料の支払方法(融資一体型変額保険は融資によ る保険料支払、本件保険は自己資金による保険料 支払)も異なる。また、本件においても融資一体 型変額保険訴訟のように銀行が責任を問われてい るが、融資一体型変額保険訴訟においては、銀行 は前提となる融資契約についての錯誤であったり 説明義務違反等につき責任を問われており、本件 ではY1生命の媒介代理人としての責任を問われ ている点で大きく異なる。したがって、本判決は 従来の融資一体型変額保険訴訟とは異なる位置付 けの変額保険訴訟として捉える必要がある。

そこで、以下では、まず本判決同様、融資一体型変額保険ではない変額保険または変額年金の販売・勧誘に関する近時の裁判例について概観し、裁判所の傾向を捉える。そして、それらを踏まえて、本判決で判断が下されている適合性原則と説明義務について順に検討を行う。

2. 融資一体型変額保険以外の変額保険または変額年金に関する近時の裁判例

本件保険のような変額保険または変額年金の販売・勧誘が問題となった近時の裁判例としては以下の3つがあげられる。いずれの事例においても適合性原則違反、説明義務違反が問題となっている。そこで、本判決を検討する上で参考になるため、まずはこれらの事例について概観する。

①大阪地判平成21年9月30日消費者法ニュース 82号221頁(以下「①判決」という。)

本件の原告 a は平成 17年の契約当時 71歳で学 歴は中卒であり、パートや年金等により年収は約 244 万円、家賃の支払が月額7万1000円、株式等 の投資経験は全くなかった。平成11年に当時郵便 局員であった被告b (契約当時被告d社及び被告 e 社の保険募集人である被告 f 社の従業員) の勧 誘により、自分が死亡したときの葬式費用に充て ようと思い簡易保険(以下「本件簡易保険」とい う。) に加入し疾病傷害入院特約を付けた。その後 平成 17 年に b は a にパンフレット等を交付して d 社の積立利率変動型終身保険(以下「本件 MS 終身保険」という。)と e 社の積立利率変動型終身 保険(以下「本件ドル建て終身保険」という。)を 勧め、aはこれに加入することに決めたが、保険 料として払い込む金銭が手元になかった。そこで b は本件簡易保険を解約し解約返戻金で保険料を 支払うことを提案し、aはこれを承諾した。本件 MS 終身保険も本件ドル建て終身保険も保険契約 者兼保険金受取人をa、被保険者をaの二男であ るgとする契約内容であった。この際に被保険者 欄のg名義の署名及び押印は、bにいわれるがま まにgの承諾もなくaが行った。また、bはaに 対し被保険者とは何かについて明確に説明してい なかった。本件各保険の保険料払込期間は15年で あり、契約締結時から15年以内に解約をした場合、 解約返戻金額は払込保険料総額を下回る。以上の ようなbの勧誘には適合性原則、説明義務違反等 の違法があるとしてbらに対し不法行為等に基づ き損害賠償請求を求めた。

裁判所は以下のように述べてbの説明義務違反

を認めた(適合性原則違反の有無については判断 なし)。「本件簡易保険は…貯蓄の性格に加えて a が死亡した場合の保険金、原告の入院の際の給付 金も目的とした保険であったと解される。…この ような性格を有する本件簡易保険の解約を勧めて 本件各保険への加入を勧誘するに当たっては、b において、保険の変更に伴う利害得失を十分説明 すべきであったというべきである (保険業法 300 条1項4号参照)。」「bは…aに対して、被保険者 とは何かという点について、aに理解できるよう に説明したとは認められない…したがって、aは、 本件各保険の契約時において、被保険者が a から gに変更されることによって、自分が死亡した時 に死亡保険金が支払われず、自分が入院しても給 付金が支払われないとの結果が生ずることを理解 できるような説明を受けてないというべきであり、 bはこの点の説明を怠ったといわざるを得ない。」 「年額約 69 万円という保険料は a の年収の 4 分 の1以上を占めることになる上、本件MS 終身保険 及び本件ドル建て終身保険の保険料払込期間はい ずれも 15 年間であり、払込を終えるのは a が 86 歳のときであるから、パート勤めをしており特に 大きな財産も有しないaが、そのような多額の払 込を 86 歳まで継続することが困難であることは 明らかであり、払込保険料額及び保険料払込期間 を a が正しく理解しておれば、本件各保険に加入 していなかったものと解すべきである。」「本件ド ル建て終身保険は、為替リスクを有する保険であ るから、このような保険の勧誘を行う際には、一 般的な生命保険との相違点や為替リスク等につい てaに理解しやすいような説明を行う必要があっ たというべきである。…為替リスクを理解できる 程度にaが外国為替について知識を有していたと 認めることはできないところ、bとしては、aに 対し、上記のような一般的な説明にとどまらず、 より詳細でわかりやすい説明をする必要があった というべきである。」

②東京地判平成 24 年 3 月 29 日 LEX/DB25493288 (以下「②判決」という。)

本件の原告 h は平成 20 年の契約当時 69 歳、年 収約 206 万、数社の生命保険・養老保険に加入していた。また、h の夫の死亡保険金等により 1 億 2000 万円の資金を有していた。h は、被告 j 生命の保険外務員である被告 i の助言により、他社保険を解約して解約返戻金を運用する意向を示していたことから、 i が運用方法として、一時払保険料 5000 万円を 5 年間積み立てることにより、最低

保証として一時払保険料と同額の受取総額保証額があるという内容の変額個人年金保険(以下「本件変額年金保険」という。)を勧め、これに加入した。その他にも介護終身保険、終身医療保険にも加入したが、hは、これらはiの違法な勧誘により必要のない複数の高額な保険に加入させられたとして、適合性原則違反、説明義務違反、不当な乗換募集等を理由に払込保険料と解約返戻金の差額等の損害賠償を求めた。

裁判所は本件変額年金保険に関する適合性原則 違反について、本件変額年金保険は「5年以上の 積立期間経過後は、年金又は死亡保険金として受 給する場合の受取総額保証金として、基本保険金 額(一時払保険料)の全額が最低保証され、さら に、積立期間中に運用実績に応じて年1回受取総 額保証金を増額する機会があるという保険であり、 比較的リスクが限定されている商品ということが でき、hのように取引経験が豊富とはいえない一 般の顧客においても理解できないほど、複雑な仕 組みを有するものということもできない。…hは、 当時、…死亡保険金として合計約1億2000万円の 支払を受けていたのであり、…hの財産状況に照 らし、第4保険(本件変額年金保険:筆者注)へ の加入が著しく過大なものであったということは できない。また、第4保険は、上記のとおり、一 時払保険料を年金として受給することにつき最低 保証が付されている商品であり、hの老後の生活 資金の安定した運用方法として、iが第4保険の 加入を勧誘したことがhの意向や実情に反するも のであったということはできない。」として、適合 性原則から著しく逸脱しているものとはいえない とした(他の保険契約についても適合性原則違反 は否定)。

また、「hに対し、いずれも保険の契約内容等が記載されている保険設計書等の資料を交付し、これを示しながら、本件各保険の契約内容等の説明を行っていたものであり、投資性のある保険商品である第4保険については、その仕組みやリスク等についても説明していたのである。…iは、hらに対し、本件各保険のパンフレットは交付していなかったものの、…パンフレットを交付していなかったことをもって、直ちに説明義務に違反したものということはできない。」「hらは、iがhに対して、「現在加入している保険より良い保険です」「一生楽に暮らせるから」「使いきれないくらいお金がくるから」などと告げて断定的判断を提供した旨主張する。しかし、…上記事実は認める

に足りない。そもそも、上記の発言内容は、抽象的かつあいまいなものであり、相場等の不確実な事項について確実であると告げたものではないから、断定的判断の提供に当たるということはできない。」として、説明義務違反及び断定的判断の提供を否定した(なお、契約者をhとする終身医療保険と契約者をhの息子の妻であるkとする終身医療保険についての説明義務違反は認めた)。

③東京地判平成 24 年 11 月 21 日 LEX/DB25497945 (以下「③判決」という。)

原告1は契約当時71歳で、投資に関する知識や 経験は極めて乏しい。 1 は訴訟継承前の被告m銀 行に自動継続中の貸付信託や定期預金(約867万 円)を有していた。1がこれらを単に利率の良い 定期預金に預け直す目的でm銀行n支店を訪れた 際に、1と対応した0からこの金融資産の使途に ついて尋ねられたので、特に使い道はないと答え た。するとoが死亡した時に面倒な手続きなしに 子に資産を残せる商品があるといい、最低保障付 変額保険(保険期間:終身、一時払保険料:500 万円、以下「本件保険」という。)をパンフレット 等の書類を使用して1に説明し勧めたので、1は これに加入した。その後、1は本件保険商品を中 途解約したことにより一時払保険料と解約返戻金 との差額の損害を被ったとして、適合性原則違反、 説明義務違反、金融商品の販売等に関する法律(以 下「金販法」という。) 違反などを主張して、不法 行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求と、錯 誤による契約の無効を求めた。

裁判所は、「1は、本件保険契約締結当時、無職 で年金収入が 100 万円から 150 万円であり、これ まで投資の経験がなかったものの、1は、3000万 円から5000万円の金融資産を有しており、本件保 険契約の保険料500万円は余裕資産から出費をし たことが認められる。…1は、死亡した時に面倒 な手続をしないで、子にその金融資産を渡すこと ができる商品である旨認識して、本件保険契約を 締結したものと認められる。そして、1は、本件 保険契約を締結したことによって、死亡した際に、 死亡保険金の受取人である長女に、面倒な手続き なしに死亡保険金として500万円を取得させるこ とができることになった。そうすると、本件保険 商品は、上記の点では、1の意向に沿う商品であ ったということができる。…本件保険商品は、死 亡保険金について、最低500万円を保証するとも に、特別勘定の運用成果に応じて増額となる可能 性がある一方で、中途解約をした場合については

…解約返戻金が元本割れするリスクがあるという 特徴を有しているので、中途解約をすることを予 定していない顧客にとっては、本件保険商品は比 較的リスクの小さい商品であるということができ る。」として、適合性原則違反を否定した。

また、「oの本件保険商品についての説明が、1 にとって分かりやすいものであったかどうかはともかく (特に、特別勘定については、その仕組みが単純であるとはいえず、1において理解可能な程度の説明がなされていない可能性もあると考えられる)、少なくとも、本件保険商品が、死亡保険金については元本保証があるが、中途解約の場合には元本保証がないことについては、1において理解することが可能な程度の説明がなされたと認めるのが相当」であるとして、説明義務違反も否定した。

以上の裁判例について若干のまとめをしておく。 まず、どの判決も適合性原則違反については認め ていない。明確に違反を否定した②③判決では、 どちらも当該保険商品が比較的リスクが限定的で 小さいことを指摘している。また、どちらも保険 料が余剰資金からの支出であったことを指摘して おり、③判決では契約の目的に反していないこと も適合性原則違反とはならない理由として挙げら れている。次に、説明義務違反について、①判決 ではこれを認めた。①判決では、不当な乗換募集 等保険募集人の不当勧誘をうかがわせるといった 特殊な事情がある中で、既契約の解約をさせてま で新しい契約を勧める以上、保険の変更に伴う利 害得失を十分説明すべきであったとか、為替リス クを十分理解しているとはいえない保険契約者に 対して、一般的な説明に止まらず、より詳細で分 かりやすい説明をする必要があったといった判示 がなされているところが特徴的である。これに対 して、説明義務違反を認めなかった②判決では、 保険設計書等の資料を交付し説明をすればよく、 抽象的かつあいまいな発言は、相場等の不確実な 事項について確実であると告げたものではないか ら断定的判断の提供には当たらないとしており、 ③判決はやはりパンフレット等で説明をしていれ ば、募集人の説明が顧客にとって必ずしもわかり やすいものでなくても、当該商品のリスクについ て理解が可能な程度の説明はなされたと判断して いる。ともにリスクが比較的限定的で小さいとい う商品特性を踏まえての判断であると思われる。

3. 適合性原則の適用基準

適合性原則とは、取引(特に投資取引)を勧誘 する際に、顧客の知識・経験・投資目的および財 産状況に照らして、当該取引をするために相応し い能力を有していない者に対して不適当な勧誘を してはならないというルールである(潮見佳男「適 合性原則違反の投資勧誘と損害賠償」新藤幸司= 内田貴編『継続的契約と商事法務』167 頁(商事 法務、2006年)、宮下修一「適合性原則違反の判 断基準とその精緻化」松浦好治=松川正毅=千葉 恵美子編『市民法の新たな挑戦――加賀山茂先生 還曆記念』115頁(信山社、2013年))。適合性原 則は、アメリカで全米証券業協会の自主規制ルー ルとして誕生し、昭和49年に大蔵省(当時)証券 局長から日本証券業協会長宛ての行政通達の形で 我が国に導入され、平成4年に証券取引法(以下 「証取法」という。) において初めて明文化された (当時の証取法 54 条 1 項 2 号)。その後、平成 10 年の証取法改正においても維持され(当時の証取 法 43 条 1 号)、証取法から名称を金融商品取引法 (以下「金商法」という。) に改称する際に、従来 の適合性原則の考慮要素であった「顧客の財産状 況、知識、投資経験」に「投資目的」を加えるな どの修正が行われて(金商法40条1号)、現在に 至っている(王冷然『適合性原則と私法秩序』19 頁以下(信山社、2010年)参照)。適合性原則は 狭義と広義の2種類に分けて整理されることが一 般的である。狭義の適合性原則とは「ある特定の 利用者に対してはどんなに説明を尽くしても一定 の商品の販売・勧誘を行ってならない」というル ールであり、広義の適合性原則とは「業者が利用 者の知識・経験、財産力、投資目的に適合した形 で勧誘(あるいは販売)を行わなければならない」 というルールである(金融審議会第一部会「中間 整理 | 14-15 頁 (1999 年))。

保険契約においては、証取法が金商法へと改正される際に、変額保険や外貨建て保険といった投資性の高いもの(特定保険契約)の募集に関しては、金商法の対象となる金融商品の販売・勧誘規制と同様の規制を適用するために、保険業法に金商法の規定の一部を準用する旨の規定(保険業法300条の2)が設けられた。この準用される条文の中に金商法40条が含まれているため、変額保険等の特定保険契約の販売・勧誘には明文上適合性原則が適用されることになる(安居孝啓『改訂版最新保険業法の解説』1005頁、1026-1027頁(大成出版社、2010年))。もっとも、適合性原則自体はいわゆる「業者ルール」であるから、これに違

反したとしても本来は行政罰の対象になるだけで 私法上の効果はないはずである。しかし、最判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁(以下「最 判平成17年」という。)は「適合性の原則から著 しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせ たときは、当該行為は不法行為法上も違法になる と解するのが相当である。」として、適合性原則違 反により不法行為責任を負う可能性を明確に示した。なお、「著しく逸脱」とは取締法規違反と不法 行為法上の違法との二元性を示すが、実質的なハードルの高さを必ずしも意味しないと解されている (宮坂昌利「判解」曹時60巻1号232頁)。

では、どのような場合に適合性原則違反となる のか。すなわち、どのような要素を考慮して適合 性の有無を判断するのか。この点につき最判平成 17年は、水産会社に対する株価指数オプション取 引に関する事例であるが、「顧客の適合性を判断す るに当たっては、単にオプションの売り取引とい う取引類型における一般的抽象的なリスクのみを 考慮するのではなく、当該オプションの基礎商品 が何か、当該オプションは上場商品とされている かどうかなどの具体的な商品特性を踏まえて、こ れとの相関関係において、顧客の投資経験、証券 取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総 合的に考慮する必要がある」と判示した。すなわ ち、最判平成17年は、不法行為の成否に関し、顧 客の適合性を判断するにあたって、具体的な商品 特性と、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資 意向、財産状況を相関的かつ総合的に考慮すると いう観点を明確に掲げた。これらの考慮要素につ いてより具体的に見ると、まず「具体的な商品特 性」について、最判平成17年は、オプションの売 り取引は各種の証券取引の中で最もリスクの高い 取引の一つであるが、日経平均株価オプションの 売り取引は、証券取引所の上場商品であり、監督 当局の承認を受け、価格が一般日刊紙に掲載され ており、消費者保護のための一定の制度的保証と 情報環境が整備されていることから、「当然に一般 投資家の適合性を否定すべきものであるとはいえ ない」としている(桜井健夫=上柳敏郎=石戸谷 豊『新・金融商品取引法ハンドブック[第3版]』 155-156頁(日本評論社、2011年))。このことか ら、「証券取引所の上場商品として、広く投資者が 取引に参加することを予定する」金融商品につい て当該具体的な顧客につき適合性を否定するとい うのであれば、当該顧客を当該商品の市場から排 除するだけの特殊・例外的事情が当該具体的顧客 に備わっていなければならないと解されている。 その分だけ、顧客の側の取引体制の欠如もしくは 投資目的との不整合が強く求められるということ になる(潮見・前掲80頁)。このように商品特性 については他の考慮要素について判断するための 前提となっている事情であるといえる。

また、他の考慮要素についての議論の状況も概 観する。まず、顧客の投資経験、証券取引の知識 に関しては、単に顧客が行った「取引類型」に関 する「一般的」な経験・知識にとどまらず、「個別 の取引」における具体的な経験・知識の有無を精 査する必要があると解されている(宮下・前掲126 頁)。例えば同じ商品先物取引であっても、その対 象となる商品が農産品と工業品とでは必要とされ る知識も、市場変動リスクとして考慮すべき要素 も全く異なる。次に、財産状況については、単に 資産を有している状況にあるというだけで判断で きるわけでなく、顧客の実際の生活状況も勘案し て、その資産をどの程度投資することが可能か(す なわち、投資可能な資産の余剰分はどの程度かり という視点から判断すべきであると解されている (宮下・前掲128頁)。そして、投資意向について は、近年この考慮要素の重要性を特に指摘する見 解が見られる。例えば、事業者による商品や取引 方法の説明は、顧客に同調バイアスを誘発し、選 好の逆転をもたらしやすく、その結果、顧客の知 識・経験や資産状況に適合しない「意向」が形成 される危険性があるので、顧客に明確な投資意向 が存在することが極めて重要であるとの見解(村 本武志「顧客限定合理性の下での適合性原則・説 明義務と錯誤の役割と要件」新世代法政策学研究 13号 297頁(2011年))や、財産状況といった資 力面からのリスク負担能力だけでなく、投資意向 といった意欲面からのリスク負担能力を考慮して 適合性を判断すべきであるといった見解(王・前掲 373-374 頁) 等がその例である。

以上の議論を保険商品に置き換えて考えてみる。これまでに保険商品の販売・勧誘において適合性原則違反が認められた裁判例は見当たらない。ただし、融資一体型変額保険訴訟においては、融資一体型変額保険が相続税対策として効果はなく、リスクのみが大きい「欠陥商品」ではないかという主張がなされ、「保険料の借入れを前提とする変額保険の相続税対策としての不確実性に鑑みると、変額保険の加入者の契約当時の年齢、加入する変額保険の規模、加入時期等によっては、相続税対策としては、商品としての適格性を欠くことにな

る場合もある」と判示している事例(前掲東京高 判平成14年4月23日)もある。これは融資一体 型変額保険に関して、顧客の属性や取引状況によ っては適合性原則違反となる場合があることを示 しているものと理解することもできそうである。 それでは、融資一体型ではない変額保険または変 額年金の場合はどうか。変額保険や変額年金は、 投資リスクを保険契約者が負担するため一般的な 生命保険や年金保険に比べたらリスクが高いもの である。しかし、そのリスクとは中途解約をする と元本割れを起こす可能性があるというもので比 較的限定されており必ずしも理解しがたいという ものではない。特に変額年金は変額保険に比べ、 積立期間経過後は年金の形で毎年給付がなされる 商品であるため、長期間資金を拘束されるといっ た危険性は変額保険よりも低いと言えるであろう。 そうすると、変額保険や変額年金は、原則として、 一般的な契約者に広く販売することを前提とした 商品であるといえる。あとは、当該顧客にそのよ うな商品を販売すべきではない特殊・例外的事情 があるかを考慮すべきこととなる。この点、前述 の契約当時 71 歳の契約者が葬儀費用や入院費用 のためにと契約していた簡易保険を解約させてま で MS 終身保険やドル建て終身保険に加入させた ①判決のように、契約者の契約目的が全く異なる 保険への乗換え(契約意向の欠如)や、毎年の保 険料が年収の約4分の1にもおよび払込期間が 15年間もあることから継続が困難であること(資 力面でのリスク負担能力の欠如)から当該契約者 におけるその商品の必要性には相当疑問があり、 被保険者とは何かについてや為替リスクについて の当該契約者の理解もあったとはいえない(理解 力の欠如)といった状況であれば、このような特 殊・例外的事情に該当するものといえるのではな いだろうか。

以上を踏まえて本判決を検討する。本判決は、まず本件保険の商品特性について、終身年金を考えている者にとっては一定のリスクはあるものの利益を得ることができる可能性もある商品である旨述べる。これは終身年金を考えている者にとって本件保険は広く販売することを前提とした商品であることを示す。あとは、当該顧客にそのような商品を販売すべきではない特殊・例外的事情があったかどうかを顧客の属性や取引の状況から考えることになる。本判決は退職金の使途に関して、住宅ローン返済後の残金 2900 万円を現金、定期預金等に 1050 万円振り分けていることから終身年

金を選択肢の一つとして考えていることに十分な 合理性があったと判示する。しかし、退職金を振 り分けていることは当座の必要資金について確保 していること(資金面におけるリスク負担能力) の理由にはなるが、それだけで終身年金の契約意 向があったといえるかどうかは疑問である(Cの 勧誘により契約意向がなかったのに、契約意向が 不当に形成されて契約を締結することになったか ら、資金を分けたと考えることもできなくない)。 本判決も示す通り、本件保険契約の適合性を判断 する上で、終身年金を考えているかどうかといっ た契約意向の有無が重要であると思われるので、 もう少し詳細な検討がなされても良かったのでは ないだろうか。ただし、本件では、Xが自らY2 銀行を訪れ資産運用について相談をしているので あり、Xの年齢や経歴等から考えると、本件保険 について少なくともリスクについての理解力はあ ったものと思われるので、Xに本件保険契約を結 ぶ意向が全くなかったとはいえない。その他にC による不当な勧誘がなされていた等の特殊事情も 本件の認定事実から見いだせないので、適合性原 則に反していたとはいえないであろう。したがっ て、本判決の判旨は妥当であるといえる。

4. 説明義務の範囲と判断基準

保険会社は、保険契約の販売・勧誘に際して、 顧客の属性に応じて、その仕組み・内容等に関し て説明しなければならないという信義則上の説明 義務を負う。このような信義則上の説明義務を負 うとされる実質的な根拠は、一般に金融商品の販 売にあたっては業者と顧客の間には金融商品につ いての知識・情報に格差があり、業者の説明が顧 客の意思決定に重要な影響を及ぼすことにある (山下友信=竹濵修=洲崎博史=山本哲生『保険 法 (第3版)』56頁(有斐閣、2010年)とか、契 約当事者間において情報格差が存在するだけでな く、その格差が一方当事者の努力だけでは埋める ことが困難である(取引の複雑性・専門性による 情報収集・情報環境の整備の困難)という事情に 求めることができる(竹濵修「保険契約と説明義 務・告知義務 | 判タ 1178 号 95 頁 (2005 年)) 等 と説明される。また、金販法により、保険会社は、 市場リスクや信用リスクにより元本欠損が生じる おそれ等の重要事項について、顧客の知識、経験、 財産の状況及び契約目的に照らして説明をする義 務を負い(金販法3条1項2項)、この説明義務に 違反すると顧客に生じた損害に対して賠償責任を 負うことになる(金販法5条)。

説明義務違反に関しては融資一体型変額保険訴 訟において、保険会社の責任が認められた裁判例 が多数存在するが、そのような裁判例では変額保 険のリスクの説明が不十分であったという理由だ けで責任を認めているわけではない。責任を認め ているほとんどの事例は、融資と保険を結合した ことから派生するリスクについての説明が不十分 であったとか、利回り保証と受け止められるよう な断定的判断を提供して勧誘したといった不当勧 誘行為の存在を認めて、変額保険のリスクの説明 以外の事情を考慮して説明義務違反であると判断 している(山下・前掲186頁)。例えば、保険募集 人が融資一体型変額保険の構造とリスクに関する 一通りの説明を行ったが、契約者の保険加入当時 における保険会社の特別勘定の運用利率がマイナ スであったにもかかわらず運用利率を年9%と試 算したシミュレーションを用いて説明した等が説 明義務違反に該当するとした判決(前掲東京地裁 平成17年10月31日)などが典型である。

また、融資一体型変額保険ではない変額保険の場合でも、①判決のように保険募集人の不当勧誘行為(不当な乗換募集や被保険者に無断で被保険者の署名押印を契約者にさせる行為等)を重くみて、説明義務違反を認めていると解されるものもある。

このように保険者側の説明義務違反が認められ た事例でも、変額保険のリスクそのものについて の説明はなされていたと判示する事例が多く、そ の点に問題があるというのではなく、それに付随 する重要事項(例えば融資と保険が一体化したこ とから派生リスク等)の説明が不十分であったり、 不当勧誘といえるような行為(断定的判断の提供 や不当な乗換募集等) がなされていたといった事 情を問題としているものがほとんどである。逆に いうと、このような事情がなければ、裁判所とし ては、契約者が契約内容の細かな部分についてま で理解していなかったとしても、変額保険のリス ク(一定の諸経費がかかること、中途解約をする と元本割れをする危険があること、そのために一 時払保険料に相当する資金が長期間利用できなく なること等)について、パンフレットや契約締結 前交付書面等を使って説明を行えば、それで説明 義務は果たされたものと判断している。前述のよ うに、変額保険や変額年金はリスク自体は限定的 で比較的理解しやすいことを考えると、リスク自 体を理解させるのにはパンフレットや契約締結前

交付書面等を使って、口頭で説明するくらいで十分であるといえるのかもしれない。

以上の点から本判決を検討すると、本判決では Cの属性や当時の取引状況からCに不実説明や不 利益事実の不告知はなかったものと認定し、パン フレット等を用いて本件保険の特徴として中途解 約が最も大きいリスクであるので特に重点的に説 明したとのCの供述を認め、説明義務違反はなか ったものと判断している。確かに本件保険の内容 や仕組み(特にロールアップ保証機能やラチェッ ト保証機能等)には理解が容易ではないところも あるが、リスク自体は限定されていて明確であり、 他の事例と比べてもより複雑でリスクの高い商品 であったとはいえないから、リスク自体を理解す ることがXにとって特に難しかったということは なかったであろう。そうであるならば、保険の勧 誘時において不実説明や不利益事実の不告知等が なく、パンフレットや契約締結前交付書面等が用 いられて説明がなされたのであれば、Xの属性に 特段考慮しなければならない事情(例えば精神疾 患等による理解力の欠如等) もなく、Cにより高 度な説明義務が課されるようなXとCの特別の関 係性(たとえば、①判決や定額終身保険に関する 東京高判平成 16 年 10 月 19 日判時 1878 号 96 頁等 参照) もない以上、説明義務は果たされていると 判断されるべきである。したがって、この点につ いても判旨は妥当であったといえる。

(山下友信教授コメント)

本件では、適合性原則違反と説明義務違反の争 点について、いずれも義務違反は成立しないとい う判示がされている。適合性原則については、保 険募集に関する事例でも保険契約者側により主張 されることが多くなっているが、いわゆる狭義の 適合性原則と広義の適合性原則のいずれを意味し ているかは明確でないところがあり、本件でも一 応狭義の適合性原則を意味しているようでもある が、どちらも含んだような主張となっているよう でもある。広義の適合性原則は、説明義務におい ては、説明は顧客の知識、経験等に照らしてしな ければならないとするのであれば(金販法3条2 項参照)、説明義務との境界はきわめて曖昧である。 助言義務という概念もあり、これらの概念の整理 が必要であると考えられる。狭義の適合性原則を 問題とする限り、本判決の判断は支持されようし、 説明義務についても、一通りの説明はされている ようであるので、請求棄却の結論はやむを得ない

ところではあろう。

しかし、法律上の義務違反はないのに、なぜ本 件のようなトラブルが生ずるかを考えてみること は必要である。本件では、原告は、銀行支店に退 職間近に住宅ローンの返済に関して相談に行った 際に、資産運用について一般的な説明を受けたが、 本件変額年金への加入は、退職金振込日に原告が 再度銀行支店に行った際に、定期預金等に回した 以外の退職金残金の運用について担当者が各種金 融商品を紹介し、原告が個人年金保険に関心を示 したことから、本件変額年金の説明がされ、その 場で申込みがされ、翌日一時払保険料 1800 万円が 払い込まれて、契約が成立している。この申込み までの過程では、原告の属性の確認や商品の説明 はされている。しかし、よほどの資産家であれば 別であろうが、退職金の大半という原告にとって は大金を、定期預金をするつもりであった原告に 一回の勧誘と説明で、解約をすると元本欠損のリ スクのある商品を申し込ませたというのが事実で あったとすれば、やはりトラブルが生じる素地は あったといわざるを得ないであろう。申込をする 場合には、解約する可能性を現実感をもって感じ ているかは疑問があるし、解約すれば元本欠損の リスクがあるということは、よほど強調して説明 し注意を喚起する必要があるのではなかろうか。 本件では、募集文書がどの程度のものであったか が不明であるが、文書の記載と口頭の注意喚起は しっかりしないと、本件のようなトラブルが再発 する可能性は免れないであろう。

(東京:平成25年10月9日)

報告:岩手大学 准教授 深澤 泰弘 氏 座長:東京大学 教授 山下 友信 氏